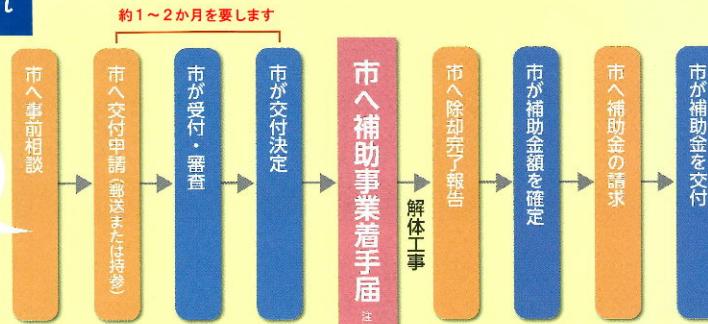


申請等手続きの流れ

補助金を受けるには
市への「事前相談」が
必要です。
(電子申請も可)



注) 補助事業着手届を提出せずに解体工事に着手した場合は、補助金が受けられません。

Q A 教えて！補助のいろんな疑問

Q 「老朽空き家等」とは、どのような家屋ですか？

A 「空き家であって、昭和56年5月以前に建築されたもの又は建築された部分を含むもの」をいいます。

Q 既に解体が終わっている又は解体中の工事は、補助の対象となりますか？

A 対象となりません。なお、工事に着手する前に、市へ補助金の交付申請書を提出し、市からの交付決定を受領後、市へ補助事業着手届を提出する必要があります。

Q 家屋の一部だけを除却する工事でも、補助の対象となりますか？

A 原則として、全ての家屋等を除却して更地にする工事を対象としています。部分的に除却する工事は対象となりません。ただし、区分所有の戸建住宅で、その1戸を除却する場合等は対象となる場合がありますので、ご相談ください。

Q 「接道状況の悪い敷地にある家屋」に該当するのですが、家屋の状態は良好です。補助の対象となりますか？

A 「接道状況の悪い敷地にある家屋」であっても、一定の危険度のある家屋でなければ補助の対象となりません。

Q 市内に老朽空き家を所有してますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか？

A 申請できます。なお、申請は郵送で行うこともできます。また、申請等の手続きについて代行者をたてることもできます。

Q どの解体業者に頼んだらよいのか分かりません。業者を教えてもらいませんか？

A 市が特定の業者を紹介することはできません。市のホームページで、市発注工事の登録業者情報を閲覧できますので、参考にしてください。



Q 工事業者は、市外の業者でもよいですか？

A 市内業者のみです。
また、「市内業者」は北州市内の個人事業者、又は北州市内に本店若しくは支店、営業所等を有する法人事業者のことです。

Q 補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？

A 市のホームページからダウンロードできます。また、市役所13階の空き家活用推進課でも入手できます。

ホームページでの
事業のご案内

北州市のトップページ上部の検索欄に「老朽空き家」と入力して検索
⇒ 老朽空き家等除却促進事業



お問い合わせ
申請窓口 北州市都市戦略局
空き家活用推進課 ☎(093) 582-2777 ✉ 803-8501
北州市小倉北区内1番1号

※このパンフレットは、令和6年4月1日現在のものです。

令和6年度 北州市老朽空き家等除却促進事業

老朽化した空き家を 解体しませんか？



北州市が補助します！
最大 30万円



北州市都市戦略局 空き家活用推進課



老朽化した空き家等を解体しませんか？

北九州市老朽空き家等除却促進事業

本事業は、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助することにより、市民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的とします。

補助対象者(申請者)

- ① 老朽空き家等の所有者、又はその相続人
- ② 上記①の同意を得た者

※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は補助金を受けられません。
 ※家屋の権利を有する者が申請者以外にいる場合は、全員の同意が必要です。

補助対象家屋

昭和56年5月以前に建築された老朽空き家等で、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど本市で定める要件を満たすもの。

概要 補助対象となる家屋については、以下の項目に基づき判定します。

- ① 建築物が倒壊等するおそれがある
- ② 屋根等が落下、飛散等するおそれがある
- ③ 外壁等が落下、飛散等するおそれがある
- ④ 屋外附帯設備等(看板、給湯設備、屋上水槽、屋外階段、バルコニー等)が脱落、転倒等するおそれがある
- ⑤ 接道状況が悪い敷地上にある

※「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の第22条第3項に基づく命令を受けている家屋は対象となりません。



補助金額

(1) 補助金の割合 次の①②を比較していずれか低い額の1/3以内

- ① 除却に要した額
 ② 市が定める基準額
 基準額=面積基準単価×延床面積

(2) 上限額

1棟あたり 30万円

※補助金の算定においては一定の端数を切り捨てます。
 ※市が定める基準額は必要に応じて見直します。

補助金を解体事業者に直接支払う「代理受領制度」も利用できます。
 詳しくは、市ホームページまたは窓口までお問い合わせください。



●ご注意ください

- 解体工事に着手する前に、補助事業者着手届が必要です！着手届を提出せずに解体工事に着手した場合は、補助金が受けられません。
- 家屋を除却すれば、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税等が上がることがあります。
- 家屋を除却した跡地は、周辺地域の方々に迷惑がかからないよう適切に管理しましょう。